

民生委員・児童委員の活動費の引き上げについて

1 目 的

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進に努める特別職の地方公務員であり、区民の身近な相談役として区関係機関につないでいる。

東京都は、委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する通信費や複雑化・複合化する相談・支援に必要な自己研さんのための費用等、活動支援の強化を目的に、令和 8 年 4 月より活動費の引き上げを実施することとなった。

2 事業概要

- (1) 対象者 民生委員・児童委員（令和 8 年 4 月 1 日現在）
代表会長（1 名）
会長 （10 名）
一般・主任児童委員（175 名）

(2) 活動費及び引上額(月額)

	令和 7 年度	令和 8 年度	引上額
代表会長	20,300 円	40,300 円	20,000 円
会長	14,400 円	34,400 円	
一般・主任児童委員	13,000 円	33,000 円	

- (3) 実施時期 令和 8 年 4 月分より実施

3 補正予算額（案）

歳入 46,080 千円

歳出 46,080 千円

4 今後の予定

補正予算成立後、活動費の引き上げ実施